報告3 認定 NPO 法人制度があぶない!!

新年度に変わったばかりの4月14日、政府税調(政府税制調査会)で「租税特別措置法を見直す」という議論が起こりました。その背景には、昨年12月に与党が提出した「平成26年度税制改正大綱」に寄付金税制について見直しをするべきという次年度への課題の提出がありました。これは、私たちNPO、特に大変な審査を通過してようやく税制優遇を受けられるようになり「さあこれから日本にも寄付の文化を広げていこう!」と歩み始めたばかりの「認定NPO法人」に、大変大きな脅威となっています。NPOを支え、寄付を支える税制優遇制度があぶない!

●背景

特定非営利活動促進法(以下 NP0 法) は、1998年の成立以来、3回に渡って改 正が加えられてきました。中でも、2012 年に施行された改正 NPO 法では、税制優 遇を受ける認定 NPO 法人の管轄を国税庁 から所轄庁(各自治体)にしたことと、 要件の大幅な緩和を実現したことで、飛 躍的に整備が進みました。NPO 法人の位 置づけがこれからますます重要になっ て来る・・・そんな矢先の今回の出来事 でした。背景には、安倍政権が掲げる「法 人税減税」による税収減(約3兆円と言 われています)をどうやって埋めるかと いう議論があり、その中で、税制の優遇 について定めた「租税特別措置法」をゼ ロベースで(つまり全て)見直し、縮小 させる意見が出されたということでし た。

●対象になるのは?

認定 NPO 法人のメリットは4つあります。
①個人の寄付金について、所得控除か税額控除かを選択した上で、その個人が国に払う税金を安くできる。②企業から寄付を受けた場合、企業側では寄付金を費用に計上できるが、認定 NPO 法人の場合はその枠が大きい③みなし寄付金(イベントなどで集めた資金でも、本来の目的の活動に使うのであれば税金がかからない)④相続財産を寄付したときに相

続税がかからない・・細かい説明はここ では省きますが、政府が縮小させようと しているのはこのうち、「ほとんどの人 が大きく減税されるであろう①の税額 控除」「企業から国庫に入る税金が減る 原因の②の費用算入」そして「新たな税 収が見込めるであろう③のみなし寄付 金」の3つです。つまり、国は法人税減 税による減収を、出来たばかりの認定 NPO 法人制度を縮小させてでも埋めよう としていることになります。しかし一方 で国は、6月に発表した「経済財政運営 と改革の基本方針 2014 」(骨太の方針) の中で、NPO を「産業構造改革の一翼を 担う存在」と位置付けており、成長の後 押しを目指す方針も打ち出しているの です。ならば、私たち NPO もしっかり声 を上げ、自ら情報公開や社会的信用度の 向上を目指して取り組む中で、こうした 時代に逆行する動きは何としても食い 止めなければなりません。

●今後

この問題が本格的に議論されるのは 今年の10月からです。「シーズ・市民活動を支える制度を作る会」が中心となり、 セミナー開催やロビー活動など、分野を 越えた運動が展開されます。私たちぱれっともこの動きに積極的に参加します。 (シーズ http://www.npoweb.jp/) (認定NPO法人ぱれっと事務局長 南山達郎)